

大分県報

令和七年
号外（二七）
三月三十一日

（月曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	一
大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正	三二
大分県病院局職員就業規程の一部改正	三二
大分県病院局組織規程等の一部改正	三三
大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正	三三
大分県病院局職員服務規程の一部改正	三三
大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	三三
大分県病院局事務決裁規程の一部改正	三四
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	三五

病院局訓令

○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「（病院行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして病院局長が定める職員（以下「特定職員」という。）にあつては、三号給）」を削り、

同条第三項中「五十五歳（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び労務員にあつては、五十七歳）に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する」を「次に掲げる」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳（病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、五十七歳）に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして病院局長が定める職員（以下「特定職員」という。）

第十二条中「降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）」を、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給」に改め、同条に次の各号を加える。

一 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給）

二 特定職員 降号した日の前日に受けていた号給より一号給下位の号給

第十九条第一項中「同条第二項第一号及び第三号から第六号」を「同条第二項第二号から第五号」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に、「同項第二号」を「同項第一号」に、「一万円」を「一万三千元」に改める。

第二十条第一項及び同項第一号中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第二号中「第七条第二項第三号若しくは第五号」を「第七条第二項第二号若しくは第四号」に「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第三項及び第四項第三号から第六号までの規定中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第二十一条第一項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同条第三項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「一年に満たない」を「六箇月以内の」に改め、「以下」の下に「この項において」を加え、同項中「から一年」を「から二年」に、「地域手当」を「（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（第一項で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合）以下

となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は公署を異にして異動した場合その他病院局長の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、病院局長の定めるところによる。

第二十一条第三項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過するまでの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に第一項で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

第二十一条第四項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「から一年」を「から二年」に改める。

第二十二條第四号ア中「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、「条例第七条に規定する扶養親族で第二十条第一項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。」を「職員の配偶者で他に生計の持ちがななく主としてその職員の扶養を受けているもの及び条例第七条第二項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。」に改める。

第二十五条第二項中「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を削り、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該同項の規定による採用、新たに採用された職員にあつては当該採用。」を「新たに第三条第一項の給料表の適用を受ける職員となつた者にあつては当該適用。」に改める。

第二十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、居住の実情を認定することができる場合として病院局長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（病院局長が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で病院局長が定める日）」を加える。

第三十条第一項第一号中「五万五千元」を「八万六千元」に改め、同項第二号中「定める額（）」の下に「条例第十一条の二の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加

え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、同項第三号中「五万五千元」を「八万六千元」に改め、同条第二項中「で、その利用により通勤時間が三十分以上短縮されると病院局長が認めるもの又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると病院局長が認めるもの」を削り、同条第三項第一号イを次のように改める。

イ 新たに条例第三条第一項の給料表の適用を受ける職員となつたこと。

第三十条第三項第一号中ハを削り、ニをハとする。

第三十五条第一項第一号イを次のように改める。

イ 新たに条例第三条第一項の給料表の適用を受ける職員となつたこと。

第三十五条第一項第一号ハを削り、同項第七号中「公益的法人等派遣法第十条第一項の規定による採用又は」を削り、「あるのを「採用又は」を「あるのを」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第三十八条の二 条例第十一条の二に規定する在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

2 条例第十一条の二に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、県職員等の例による。

第四十四条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第十八条第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第二項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第十八条第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 条例第十八条第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

第五十条第二項中「百分の二百十五以下（）」を「百分の三百十五以下（）」に、「百分の二百十五以下（）」を「百分の三百七十五以下、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員については百分の二百六十二・五以下（）」に、「百分の百二・五」を「百分の百五十」に、「百分の百二十二・五」を「百分の百八十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

病院行政職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,200	230,900	266,300	299,900	322,500	356,500	409,800	460,000	512,100
	2	185,300	232,400	267,300	301,400	324,300	358,200	411,700	465,500	519,000
	3	186,500	233,900	268,300	302,900	326,100	359,800	413,600	470,600	524,300
	4	187,600	235,400	269,300	304,300	327,800	361,400	415,400	475,300	528,600
	5	188,700	236,900	270,300	305,700	329,500	363,100	417,300	479,300	532,100
	6	190,400	238,400	271,300	306,800	331,200	364,900	419,100	482,800	535,400
	7	192,000	239,900	272,300	307,800	332,900	366,400	420,900	485,800	538,400
	8	193,600	241,400	273,300	309,100	334,600	368,000	422,700	488,300	540,900
	9	195,200	242,900	274,300	310,300	336,300	369,400	424,300	490,300	542,900
	10	196,900	244,300	275,300	311,900	338,000	371,000	425,800		
	11	198,500	245,700	276,300	313,500	339,700	372,600	427,300		
	12	200,100	247,100	277,400	315,100	341,300	374,100	428,800		
	13	201,800	248,300	278,400	316,600	342,800	376,000	430,300		
	14	203,500	249,500	279,700	318,200	344,400	377,900	431,600		
	15	205,200	250,700	281,000	319,800	346,000	379,800	432,900		
	16	206,900	251,900	282,300	321,400	347,500	381,600	434,100		
	17	208,200	253,000	283,600	322,900	348,900	383,100	435,300		
	18	209,800	254,100	284,900	324,600	350,600	384,900	436,600		
	19	211,400	255,300	286,100	326,200	352,200	386,600	437,900		
	20	212,900	256,400	287,300	327,800	353,800	388,200	439,100		
	21	214,400	257,400	288,400	329,200	355,000	390,000	440,300		
	22	216,000	258,400	289,600	330,900	356,500	391,400	441,100		
	23	217,600	259,400	290,900	332,600	358,000	392,800	441,900		
	24	219,200	260,400	292,200	334,200	359,500	394,200	442,700		
	25	220,800	261,400	293,500	335,400	361,200	395,600	443,400		
	26	222,500	262,300	294,500	337,400	363,100	396,800	444,000		
	27	223,800	263,200	295,500	339,100	364,800	398,000	444,600		
	28	225,100	264,100	296,600	340,700	366,500	399,000	445,200		
	29	226,400	264,900	297,700	342,200	367,900	400,100	445,900		
	30	227,500	265,700	298,900	343,800	369,200	401,300	446,700		
	31	228,700	266,500	300,000	345,400	370,400	402,400	447,100		
	32	229,800	267,300	301,200	347,000	371,800	403,500	447,800		
	33	230,900	268,000	302,400	348,700	372,900	404,200	448,300		
	34	232,000	268,800	303,700	350,500	373,800	404,900	448,700		
	35	233,100	269,600	305,000	352,300	374,800	405,600	449,100		
	36	234,200	270,300	306,300	354,100	375,900	406,300	449,500		
	37	235,300	271,000	307,600	355,600	376,700	406,900	449,900		
	38	236,300	271,800	309,000	357,000	377,600	407,500	450,300		
	39	237,300	272,600	310,300	358,400	378,500	408,000	450,700		
	40	238,200	273,300	311,600	359,800	379,300	408,400	451,000		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	239,100	274,000	312,900	361,300	380,100	408,800	451,300		
	42	240,000	274,800	314,200	362,100	380,900	409,000	451,700		
	43	240,800	275,600	315,500	363,200	381,700	409,300	452,000		
	44	241,600	276,300	316,600	364,200	382,400	409,600	452,300		
	45	242,300	277,000	317,500	365,100	383,100	409,900	452,600		
	46	242,900	277,700	318,800	366,200	383,800	410,200			
	47	243,500	278,400	320,100	367,100	384,500	410,500			
	48	244,100	279,100	321,400	368,100	385,200	410,800			
	49	244,700	279,800	322,600	369,000	385,700	411,000			
	50	245,300	280,500	323,900	369,700	386,300	411,300			
	51	245,900	281,200	325,100	370,400	386,900	411,600			
	52	246,400	282,000	326,300	371,000	387,600	411,900			
	53	246,900	282,600	327,600	371,400	388,000	412,100			
	54	247,300	283,300	328,700	372,000	388,600	412,400			
	55	247,600	283,900	329,800	372,700	389,300	412,700			
	56	247,900	284,600	330,900	373,400	389,800	413,000			
	57	248,200	285,200	331,600	373,700	390,200	413,200			
	58	248,500	285,900	332,500	374,400	390,800	413,500			
	59	248,800	286,500	333,200	375,100	391,400	413,800			
	60	249,100	287,200	334,000	375,700	391,900	414,000			
	61	249,400	287,800	334,800	376,000	392,300	414,200			
	62	249,700	288,500	335,200	376,500	392,800	414,500			
	63	250,000	289,100	335,900	377,100	393,300	414,800			
	64	250,300	289,600	336,600	377,700	393,900	415,000			
	65	250,600	290,100	337,400	378,000	394,200	415,200			
	66	250,900	290,700	338,100	378,600	394,600	415,500			
	67	251,200	291,200	338,800	379,300	395,000	415,800			
	68	251,500	291,800	339,400	379,900	395,400	416,100			
	69	251,800	292,300	339,900	380,300	395,700	416,300			
	70	252,100	292,800	340,500	380,800	396,000	416,600			
	71	252,400	293,400	341,000	381,400	396,300	416,900			
	72	252,700	294,000	341,600	381,900	396,500	417,100			
	73	253,000	294,500	341,900	382,400	396,700	417,300			
	74	253,300	295,000	342,400	383,000	397,000				
	75	253,600	295,400	342,800	383,500	397,300				
	76	253,900	295,700	343,200	383,800	397,500				
	77	254,200	295,900	343,600	384,200	397,700				
	78	254,500	296,200	344,100	384,700	398,000				
	79	254,800	296,400	344,600	385,100	398,300				
	80	255,200	296,700	345,100	385,500	398,500				
	81	255,500	296,900	345,400	385,900	398,700				
	82	255,800	297,100	345,800	386,400	399,000				
	83	256,100	297,400	346,200	386,800	399,300				
	84	256,400	297,600	346,600	387,200	399,500				
	85	256,700	297,900	346,900	387,500	399,700				
	86	257,000	298,200	347,300	388,000	400,000				
	87	257,300	298,500	347,700	388,400	400,300				
	88	257,600	298,800	348,100	388,800	400,500				

	89	257,900	299,100	348,300	389,100	400,700					
	90	258,200	299,400	348,700	389,700						
	91	258,500	299,700	349,100	390,100						
	92	258,800	300,100	349,500	390,500						
	93	259,100	300,300	349,700	390,800						
	94		300,500	350,100							
	95		300,800	350,500							
	96		301,200	350,800							
	97		301,400	351,100							
	98		301,700	351,500							
	99		302,100	351,900							
	100		302,500	352,300							
	101		302,700	352,800							
	102		303,000	353,200							
	103		303,300	353,600							
	104		303,600	354,000							
	105		303,800	354,500							
	106		304,100	354,900							
	107		304,400	355,200							
	108		304,700	355,500							
	109		304,900	356,000							
	110		305,300								
	111		305,700								
	112		306,000								
	113		306,200								
	114		306,400								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,500								
	119		307,800								
	120		308,100								
	121		308,500								
	122		308,800								
	123		309,100								
	124		309,400								
	125		309,700								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

病院医療職給料表
イ 病院医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	292,500	401,800	456,800	551,900
	2	294,800	404,500	458,800	558,000
	3	297,100	407,100	460,700	563,300
	4	299,300	409,600	462,600	568,200
	5	301,400	412,000	464,000	572,600
	6	304,900	414,200	465,800	576,900
	7	308,400	416,400	467,600	580,600
	8	311,900	418,500	469,400	583,600
	9	315,300	420,600	471,300	586,100
	10	318,800	422,100	473,100	588,400
	11	322,200	423,600	474,900	
	12	325,600	425,100	476,700	
	13	329,000	426,500	478,500	
	14	332,500	428,000	480,300	
	15	336,000	429,500	482,100	
	16	339,400	430,900	483,900	
	17	342,800	432,300	485,700	
	18	345,900	433,800	487,600	
	19	349,000	435,300	489,500	
	20	352,100	436,700	491,400	
	21	355,300	438,100	493,300	
	22	358,400	439,600	495,000	
	23	361,500	441,100	496,900	
	24	364,600	442,500	498,700	
	25	367,600	444,000	500,300	
	26	369,900	445,400	502,100	
	27	372,200	446,800	503,900	
	28	374,400	448,200	505,500	
	29	376,300	449,600	506,900	
	30	378,000	451,000	508,600	
	31	379,700	452,400	510,400	
	32	381,500	453,800	512,100	
	33	383,300	455,200	513,600	
	34	385,100	456,600	514,900	
	35	386,700	458,000	516,200	
	36	388,100	459,400	517,500	
	37	389,600	460,800	518,500	
	38	391,100	462,500	519,800	
	39	392,600	464,100	521,100	
	40	394,100	465,700	522,400	
	41	395,600	467,300	523,500	
	42	396,300	468,500	524,300	

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

六

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

七

	43	396,900	469,800	525,100	
	44	397,600	470,900	525,900	
	45	398,500	471,900	526,800	
	46	399,100	472,900	527,600	
	47	399,700	473,800	528,400	
	48	400,300	474,600	529,100	
	49	400,900	475,300	529,900	
	50	401,400	476,000	530,700	
	51	401,900	476,700	531,400	
	52	402,400	477,300	532,300	
	53	402,900	478,000	533,200	
	54	403,300	478,700	534,000	
	55	403,700	479,300	534,900	
	56	404,100	479,900	535,800	
	57	404,500	480,200	536,600	
	58	404,900	480,800	537,500	
	59	405,300	481,500	538,400	
	60	405,700	482,200	539,100	
	61	406,100	482,600	539,900	
	62	406,500	483,200	540,800	
	63	406,900	483,900	541,700	
	64	407,300	484,600	542,600	
	65	407,600	485,000	543,400	
	66		485,600	544,300	
	67		486,200	545,200	
	68		486,700	546,100	
	69		487,200	546,900	
	70		487,700	547,800	
	71		488,200	548,700	
	72		488,700	549,600	
	73		489,100	550,500	
	74		489,600		
	75		490,000		
	76		490,500		
	77		491,000		
	78		491,600		
	79		492,200		
	80		492,600		
	81		493,100		
	82		493,700		
	83		494,300		
	84		494,800		
	85		495,300		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 302,800	円 345,700	円 401,000	円 475,100

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

ロ 病院医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,300	228,300	264,000	282,900	316,200	362,000	416,600
	2	191,400	229,600	264,800	283,700	317,600	363,800	418,500
	3	193,500	230,900	265,600	284,500	319,000	365,400	420,400
	4	195,600	232,200	266,400	285,200	320,400	367,000	422,200
	5	197,600	233,400	267,200	285,900	321,800	368,600	424,000
	6	199,600	234,500	268,000	286,600	323,400	370,200	425,600
	7	201,700	235,500	268,800	287,300	324,900	371,800	427,200
	8	203,500	236,500	269,600	288,100	326,400	373,400	428,700
	9	205,300	237,600	270,400	288,900	327,900	375,000	430,200
	10	207,200	238,800	271,200	289,700	329,500	377,000	431,500
	11	209,100	240,100	272,000	290,500	331,000	379,000	432,800
	12	211,200	241,400	272,800	291,200	332,500	381,000	434,100
	13	212,900	242,700	273,600	291,900	334,000	382,400	435,400
	14	214,900	244,000	274,400	293,000	335,700	384,100	436,600
	15	217,100	245,300	275,200	294,100	337,200	385,800	437,800
	16	219,200	246,500	276,000	295,300	338,700	387,500	438,900
	17	221,300	247,700	276,800	296,500	340,200	389,300	440,100
	18	222,400	248,900	277,600	297,700	341,800	390,800	441,200
	19	223,500	250,100	278,400	298,900	343,400	392,300	442,400
	20	224,600	251,300	279,200	300,100	344,900	393,800	443,700
	21	225,700	252,400	280,000	301,300	346,200	395,100	444,800
	22	226,600	253,300	280,900	302,500	347,700	396,400	445,600
	23	227,500	254,100	281,900	303,700	349,200	397,700	446,000
	24	228,500	254,900	282,700	304,900	350,700	398,800	446,700
	25	229,400	255,800	283,500	306,100	352,200	399,900	447,200
	26	230,300	256,600	284,400	307,300	353,700	401,000	447,600
	27	231,200	257,400	285,300	308,400	355,200	402,100	448,000
	28	232,100	258,200	286,100	309,700	356,600	403,200	448,400
	29	233,000	259,000	286,900	311,000	358,000	404,000	448,800
	30	233,900	259,800	288,000	312,200	359,600	404,800	449,200
	31	234,800	260,600	289,000	313,400	361,100	405,600	449,600
	32	235,700	261,400	290,000	314,600	362,700	406,400	449,900
	33	236,500	262,200	291,000	315,800	363,900	406,800	450,200
	34	237,300	263,000	292,100	316,900	365,000	407,400	450,600
	35	238,100	263,700	293,100	318,100	366,200	407,900	450,900
	36	238,900	264,500	294,100	319,300	367,300	408,300	451,200
	37	239,700	265,400	295,100	320,500	368,300	408,700	451,500
	38	240,500	266,200	296,100	321,800	369,100	408,900	
	39	241,300	267,000	297,100	323,100	370,100	409,200	
	40	242,100	267,800	298,100	324,300	371,200	409,500	

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	242,700	268,600	299,100	325,200	372,200	409,800
	42	243,300	269,400	300,300	326,400	373,200	410,100
	43	243,900	270,200	301,400	327,600	374,200	410,400
	44	244,400	271,000	302,500	328,800	375,100	410,700
	45	244,900	271,700	303,600	329,900	375,900	410,900
	46	245,500	272,500	304,700	330,900	376,700	411,200
	47	246,000	273,300	305,800	331,900	377,600	411,500
	48	246,400	274,100	306,900	332,800	378,400	411,800
	49	246,800	274,800	308,000	333,700	378,900	412,000
	50	247,300	275,600	309,200	334,700	379,700	412,300
	51	247,800	276,300	310,300	335,800	380,500	412,600
	52	248,300	277,000	311,400	336,700	381,300	412,900
	53	248,600	277,700	312,400	337,200	381,700	413,100
	54	248,900	278,400	313,400	338,100	382,400	413,400
	55	249,200	279,100	314,400	338,800	383,100	413,700
	56	249,500	279,800	315,400	339,700	383,700	414,000
	57	249,800	280,500	316,400	340,400	384,100	414,200
	58	250,100	281,200	317,400	340,700	384,600	414,500
	59	250,400	282,000	318,400	341,200	385,200	414,800
	60	250,700	282,600	319,300	341,800	385,800	415,100
	61	251,000	283,200	320,200	342,400	386,200	415,300
	62	251,300	283,900	321,000	343,100	386,700	
	63	251,600	284,600	321,700	343,800	387,200	
	64	251,900	285,200	322,400	344,400	387,700	
	65	252,200	285,800	323,000	345,100	388,300	
	66	252,500	286,500	323,700	345,600	388,800	
	67	252,800	287,200	324,300	346,200	389,500	
	68	253,100	287,800	324,900	346,800	390,100	
	69	253,400	288,400	325,500	347,100	390,600	
	70	253,700	289,100	325,700	347,700	391,100	
	71	254,000	289,800	326,200	348,200	391,600	
	72	254,200	290,400	326,700	348,700	392,100	
	73	254,400	291,000	327,300	349,200	392,400	
	74	254,700	291,500	327,800	349,700	392,900	
	75	255,100	291,900	328,300	350,200	393,300	
	76	255,300	292,300	328,700	350,600	393,700	
	77	255,500	292,700	329,300	350,900	394,100	
	78	255,800	293,000	329,800	351,200	394,600	
	79	256,100	293,300	330,200	351,400	395,000	
	80	256,300	293,600	330,700	351,700	395,400	
	81	256,500	293,900	331,200	352,200	395,800	
	82	256,800	294,200	331,600	352,500	396,300	
	83	257,100	294,500	331,800	352,800	396,700	
	84	257,300	294,800	332,100	353,100	397,100	
	85	257,500	295,000	332,500	353,500	397,500	
	86		295,200	332,900	353,800	398,000	
	87		295,400	333,200	354,100	398,400	
	88		295,600	333,500	354,400	398,800	

	89		296,000	333,800	354,800	399,200		
	90		296,200	334,000	355,100			
	91		296,400	334,400	355,400			
	92		296,600	334,700	355,700			
	93		297,000	334,900	356,000			
	94		297,200	335,200	356,400			
	95		297,400	335,600	356,800			
	96		297,700	335,900	357,200			
	97		298,000	336,100	357,700			
	98		298,200	336,400	358,100			
	99		298,400	336,700	358,500			
	100		298,700	336,900	358,900			
	101		299,000	337,100	359,400			
	102		299,200	337,300				
	103		299,400	337,700				
	104		299,700	337,900				
	105		300,000	338,100				
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,300				
	109			339,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 193,700	円 220,400	円 249,000	円 262,700	円 288,400	円 329,600	円 372,400

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士に適用する。

ハ 病院医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	208,500	241,500	282,900	296,300	320,500	363,400
	2	210,400	243,700	283,400	296,900	321,500	365,100
	3	212,200	245,900	283,900	297,500	322,500	366,800
	4	213,900	248,100	284,400	298,000	323,500	368,500
	5	215,600	250,300	284,900	298,500	324,500	370,300
	6	217,500	251,300	285,400	299,100	325,700	372,300
	7	219,300	252,200	285,900	299,700	326,900	374,300
	8	221,000	253,100	286,400	300,200	328,100	376,300
	9	222,700	254,000	286,900	300,700	329,200	378,000
	10	224,700	255,300	287,400	301,300	330,400	380,100
	11	226,600	256,400	287,900	301,900	331,500	382,200
	12	228,600	257,300	288,400	302,400	332,600	384,200
	13	230,500	258,100	288,900	302,900	333,700	386,100
	14	232,500	258,800	289,400	303,600	334,900	387,700
	15	234,500	259,500	289,900	304,300	336,100	389,600
	16	236,500	260,400	290,400	305,000	337,200	391,400
	17	238,500	261,500	290,900	305,700	338,300	393,100
	18	240,500	262,600	291,400	306,600	339,500	394,800
	19	242,600	263,700	291,900	307,500	340,600	396,700
	20	244,600	264,800	292,400	308,400	341,700	398,400
	21	246,500	265,900	292,900	309,300	342,800	400,100
	22	247,700	267,000	293,400	310,200	344,000	401,800
	23	248,900	268,100	293,900	311,100	345,100	403,600
	24	250,000	269,200	294,400	312,000	346,200	405,300
	25	251,100	270,200	294,900	312,800	347,300	406,900
	26	252,000	271,300	295,500	313,700	348,600	408,600
	27	252,900	272,400	296,300	314,600	349,900	410,400
	28	253,800	273,400	297,100	315,500	351,200	412,200
	29	254,600	274,400	297,800	316,300	352,400	413,700
	30	255,500	275,100	298,600	317,400	353,900	415,200
	31	256,200	275,800	299,400	318,500	355,400	416,800
	32	256,900	276,500	300,200	319,600	356,900	418,100
	33	257,700	277,200	300,900	320,700	358,100	419,200
	34	258,500	277,800	301,700	321,800	359,600	420,300
	35	259,300	278,300	302,500	322,900	361,000	421,400
	36	260,000	278,800	303,200	324,000	362,500	422,600
	37	260,700	279,300	304,000	325,100	363,900	423,900
	38	261,600	279,900	304,800	326,300	364,900	425,000
	39	262,500	280,400	305,600	327,400	366,300	426,200
	40	263,300	280,900	306,400	328,500	367,600	427,300

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	264,100	281,300	307,100	329,300	368,900	428,500
	42	265,000	281,900	308,100	330,400	370,300	429,500
	43	265,800	282,400	309,200	331,500	371,600	430,600
	44	266,600	282,900	310,100	332,500	372,900	431,700
	45	267,400	283,400	311,000	333,500	374,400	432,700
	46	268,100	283,900	312,000	334,500	375,600	433,200
	47	268,800	284,400	313,000	335,600	376,700	433,800
	48	269,400	284,900	313,900	336,600	377,900	434,200
	49	270,000	285,400	314,800	337,800	379,000	434,800
	50	270,500	285,900	315,800	339,100	379,900	435,300
	51	271,000	286,400	316,800	340,300	380,900	435,700
	52	271,400	286,900	317,800	341,500	381,800	436,200
	53	271,800	287,400	318,600	342,400	382,400	436,700
	54	272,300	287,900	319,600	343,600	383,200	437,100
	55	272,800	288,400	320,600	344,700	384,000	437,400
	56	273,200	288,900	321,500	346,000	384,800	437,700
	57	273,600	289,400	322,400	347,000	385,500	438,100
	58	274,000	290,200	323,400	347,900	386,200	
	59	274,400	291,000	324,400	349,000	386,900	
	60	274,800	291,700	325,300	350,200	387,500	
	61	275,200	292,400	326,200	351,300	388,100	
	62	275,600	293,300	327,400	352,500	388,700	
	63	276,000	294,200	328,600	353,700	389,500	
	64	276,400	295,000	329,800	354,700	390,100	
	65	276,800	295,800	330,500	355,700	390,800	
	66	277,200	296,700	331,600	356,700	391,300	
	67	277,600	297,500	332,700	357,800	391,900	
	68	278,000	298,300	333,600	358,900	392,400	
	69	278,400	299,100	334,700	359,700	392,800	
	70	278,900	300,000	335,400	360,800	393,400	
	71	279,400	300,900	336,600	361,900	393,900	
	72	279,800	301,800	337,700	363,000	394,200	
	73	280,200	302,700	338,800	363,700	394,500	
	74	280,800	303,600	340,000	364,500	395,000	
	75	281,400	304,500	341,100	365,300	395,400	
	76	282,000	305,400	342,200	366,000	395,700	
	77	282,500	306,200	343,300	366,600	396,000	
	78	283,100	307,200	344,400	367,100	396,500	
	79	283,700	308,200	345,400	367,600	397,000	
	80	284,200	309,200	346,500	368,100	397,400	
	81	284,700	309,700	347,400	368,700	397,700	
	82	285,200	310,600	348,400	369,200	398,100	
	83	285,700	311,500	349,300	369,700	398,600	
	84	286,200	312,300	350,300	370,200	399,000	
	85	286,700	313,100	351,200	370,600	399,400	
	86	287,200	314,100	352,000	371,000	399,800	
	87	287,700	315,100	352,800	371,600	400,300	
	88	288,200	316,100	353,600	372,100	400,700	

89	288,700	317,000	354,200	372,400	401,100
90	289,200	318,100	354,800	372,900	401,500
91	289,700	319,100	355,400	373,300	402,000
92	290,200	320,100	356,000	373,600	402,400
93	290,700	320,900	356,400	374,200	402,800
94	291,300	321,600	356,800	374,700	
95	291,900	322,300	357,300	375,200	
96	292,500	322,900	357,700	375,700	
97	293,100	323,400	358,200	376,300	
98	293,600	323,700	358,600	376,800	
99	294,100	324,300	359,100	377,300	
100	294,600	324,900	359,500	377,700	
101	295,100	325,300	359,800	378,300	
102	295,600	325,900	360,300	378,800	
103	296,100	326,500	360,700	379,300	
104	296,500	327,000	361,000	379,800	
105	296,900	327,400	361,400	380,400	
106	297,400	327,900	361,900	380,800	
107	297,900	328,400	362,500	381,300	
108	298,200	328,900	363,000	381,800	
109	298,400	329,300	363,500	382,400	
110	298,700	329,700	364,000		
111	298,900	330,000	364,500		
112	299,200	330,300	364,900		
113	299,500	330,600	365,300		
114	299,700	331,000	365,700		
115	300,000	331,300	366,200		
116	300,200	331,600	366,700		
117	300,500	331,800	367,100		
118	300,800	332,100	367,600		
119	301,100	332,400	368,100		
120	301,400	332,600	368,600		
121	301,700	332,800	368,900		
122	302,100	333,100			
123	302,400	333,400			
124	302,700	333,700			
125	302,900	333,900			
126	303,100	334,200			
127	303,400	334,600			
128	303,800	334,800			
129	304,000	335,000			
130	304,300	335,200			
131	304,700	335,700			
132	305,100	335,900			
133	305,300	336,200			
134	305,600	336,600			
135	305,900	337,000			
136	306,200	337,400			

	137	306,400	337,700				
	138	306,700	338,100				
	139	307,000	338,500				
	140	307,300	338,900				
	141	307,500	339,200				
	142	307,900	339,600				
	143	308,300	339,900				
	144	308,700	340,300				
	145	308,900	340,600				
	146	309,100	341,000				
	147	309,400	341,400				
	148	309,800	341,800				
	149	310,000	342,100				
	150	310,200	342,500				
	151	310,500	342,900				
	152	310,800	343,300				
	153	311,200	343,600				
	154	311,400					
	155	311,600					
	156	311,900					
	157	312,200					
	158	312,500					
	159	312,800					
	160	313,100					
	161	313,500					
	162	313,800					
	163	314,100					
	164	314,400					
	165	314,800					
	166	315,100					
	167	315,400					
	168	315,700					
	169	316,100					
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 240,600	円 261,200	円 268,500	円 278,900	円 295,400	円 333,100

備考 この表は、病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第3条関係）

病院技能労務職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	175,200	266,300	270,600	296,700	319,600
	2	176,300	267,300	272,500	298,000	321,300
	3	177,500	268,300	274,400	299,200	323,000
	4	178,600	269,300	276,300	300,500	324,600
	5	179,700	270,300	278,200	301,700	326,200
	6	180,800	271,300	280,100	302,900	327,900
	7	182,000	272,300	282,100	303,900	329,600
	8	183,100	273,300	284,000	305,100	331,200
	9	184,200	274,300	285,900	306,300	332,700
	10	185,300	275,300	287,800	307,800	334,400
	11	186,500	276,300	289,700	309,300	336,200
	12	187,600	277,400	291,600	310,800	337,800
	13	188,700	278,400	293,500	312,200	339,200
	14	190,400	279,700	294,500	313,600	340,900
	15	192,000	281,000	295,500	315,100	342,600
	16	193,600	282,300	296,600	316,500	344,100
	17	195,200	283,600	297,700	317,900	345,600
	18	196,900	284,900	298,900	319,400	347,200
	19	198,500	286,100	300,000	320,900	348,800
	20	200,100	287,300	301,200	322,200	350,400
	21	201,800	288,400	302,400	323,400	351,900
	22	203,500	289,600	303,700	324,900	353,500
	23	205,200	290,900	305,000	326,400	355,200
	24	206,900	292,200	306,300	327,800	356,800
	25	208,200	294,100	307,600	329,000	358,400
	26	209,800	296,000	309,000	330,600	360,000
	27	211,400	297,900	310,300	332,100	361,600
	28	212,900	299,800	311,600	333,500	363,200
	29	214,400	301,700	312,900	334,900	364,700
	30	216,000	303,600	314,200	336,300	365,700
	31	217,600	305,500	315,500	337,700	366,800
	32	219,200	307,400	316,600	339,000	368,000
	33	220,800	309,400	317,500	340,200	369,000
	34	222,500	311,300	318,800	341,600	370,000
	35	223,800	313,200	320,100	342,800	371,000
	36	225,100	315,100	321,400	344,100	372,000
	37	226,400	317,000	322,600	345,300	372,900
	38	227,500	318,900	323,900	346,200	373,700
	39	228,700	320,800	325,100	347,200	374,500
	40	229,800	322,700	326,300	348,200	375,200

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	230,900	324,600	327,600	349,400	375,800
	42	232,400	326,500	328,700	350,100	376,500
	43	233,900	328,400	329,800	351,000	377,200
	44	235,400	330,300	330,900	351,800	377,900
	45	236,900	332,200	331,600	352,500	378,400
	46	238,400	334,100	332,500	353,300	379,100
	47	239,900	336,100	333,200	354,000	379,800
	48	241,400	338,000	334,000	354,800	380,500
	49	242,900	339,900	334,800	355,400	380,900
	50	244,300	341,800	335,200	356,000	381,400
	51	245,700	343,700	335,900	356,600	382,000
	52	247,100	345,600	336,600	357,100	382,700
	53	248,300	347,500	337,400	357,500	383,000
	54	249,500	349,400	338,100	358,000	383,600
	55	250,700	351,300	338,800	358,600	384,300
	56	251,900	353,200	339,400	359,200	384,800
	57	253,000	355,100	339,900	359,500	385,200
	58	254,100		340,500	360,100	385,800
	59	255,300		341,000	360,600	386,400
	60	256,400		341,600	361,100	386,900
	61	257,400		341,900	361,400	387,300
	62	258,400		342,400	361,900	387,900
	63	259,400		342,800	362,500	388,400
	64	260,400		343,200	363,000	388,800
	65	261,400		343,600	363,200	389,300
	66	262,300		344,100	363,700	389,700
	67	263,200		344,600	364,300	390,100
	68	264,100		345,100	364,800	390,500
	69	264,900		345,400	365,100	390,900
	70	265,700		345,800	365,500	391,300
	71	266,500		346,200	366,000	391,600
	72	267,300		346,600	366,400	391,900
	73	268,000		346,900	366,800	392,200
	74	268,800		347,300	367,300	392,600
	75	269,600		347,700	367,800	392,900
	76	270,300		348,100	368,100	393,200
	77	271,000		348,300	368,600	393,500
	78	271,800		348,700	369,000	393,900
	79	272,600		349,100	369,400	394,200
	80	273,300		349,500	369,800	394,500
	81	274,000		349,700	370,300	394,800
	82	274,800		350,100	370,700	395,200
	83	275,600		350,500	371,100	395,500
	84	276,300		350,800	371,400	395,800
	85	277,000		351,100	371,800	396,100
	86	277,700		351,500	372,200	
	87	278,400		351,900	372,600	
	88	279,100		352,300	372,900	

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

	89	279, 800		352, 800	373, 300	
	90	280, 500		353, 200	373, 700	
	91	281, 200		353, 600	374, 100	
	92	282, 000		354, 000	374, 400	
	93	282, 600		354, 500	374, 800	
	94	283, 300		354, 900	375, 200	
	95	283, 900		355, 200	375, 600	
	96	284, 600		355, 500	375, 900	
	97	285, 200		356, 000	376, 300	
	98	285, 900		356, 400		
	99	286, 500		356, 700		
	100	287, 200		357, 000		
	101	287, 800		357, 500		
	102	288, 500		357, 900		
	103	289, 100		358, 200		
	104	289, 600		358, 500		
	105	290, 100		359, 000		
	106	290, 700		359, 400		
	107	291, 200		359, 700		
	108	291, 800		360, 000		
	109	292, 300		360, 500		
	110	292, 800				
	111	293, 400				
	112	294, 000				
	113	294, 500				
	114	295, 000				
	115	295, 400				
	116	295, 700				
	117	295, 900				
	118	296, 200				
	119	296, 400				
	120	296, 700				
	121	296, 900				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額					
	251, 900					円
備考 この表は、技能員及び労務員に適用する。						

別表第四の3の表の一級の項中「栄養士、」を「管理栄養士、」に、「栄養士等」を「管理栄養士等」に改め、同表の二級の項中「栄養士等」を「管理栄養士等」に改め、同表の三級の項中「主任栄養士、」を「主任管理栄養士、」に、同表の四級の項中「主任栄養士等」を「主任管理栄養士等」に改め、同表の五級の項中「専門栄養士」を「専門管理栄養士」、「主任栄養士等」を「主任管理栄養士等」に改める。

別表第五の3の表及び同表備考中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表第六の3の表中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第7（第7条関係）昇格時号給対応表

イ 病院行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	1	1	1	5
7	1	1	1	1	1	1	1	5
8	1	1	1	1	1	1	1	5
9	1	1	1	1	1	1	1	5
10	1	1	1	2	1	1	1	
11	1	1	1	3	1	1	1	
12	1	1	1	4	1	1	1	
13	1	1	1	5	1	1	2	
14	1	1	1	6	2	1	2	
15	1	1	1	7	3	1	2	
16	1	1	1	8	4	1	2	
17	1	1	1	9	5	1	2	
18	1	1	1	10	6	2	3	
19	1	1	1	11	7	3	3	
20	1	1	1	12	8	4	3	
21	1	1	1	13	9	5	3	
22	1	2	2	14	10	5	4	
23	1	3	3	15	11	6	4	
24	1	4	4	16	12	6	4	
25	1	5	5	17	13	7	4	
26	1	6	6	18	14	7	4	
27	1	7	7	19	15	8	4	
28	1	8	8	20	16	8	4	
29	1	9	9	21	17	9	5	
30	1	10	10	22	18	9	5	
31	1	11	11	23	19	10	5	
32	1	12	12	24	20	10	5	
33	1	13	13	25	21	11	5	
34	2	14	14	26	22	11	5	
35	3	15	15	27	23	12	5	
36	4	16	16	28	24	12	5	
37	5	17	17	29	25	13	5	
38	6	18	18	30	26	13	5	
39	7	19	19	31	27	13	5	
40	8	20	20	32	28	13	5	
41	9	21	21	33	29	14	5	
42	10	22	22	34	29	14	5	
43	11	23	23	35	30	14	5	

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

44	12	24	24	36	30	14	5	
45	13	25	25	37	31	15	5	
46	14	26	26	38	31	15		
47	15	27	27	39	32	15		
48	16	28	28	40	32	15		
49	17	29	29	41	33	15		
50	18	30	30	42	33	15		
51	19	31	31	43	34	15		
52	20	32	32	44	34	15		
53	21	33	33	45	35	15		
54	21	33	34	46	35	15		
55	22	34	35	47	36	15		
56	22	34	36	48	36	15		
57	23	35	37	49	37	15		
58	23	35	37	50	37	15		
59	24	36	37	51	38	15		
60	24	36	38	52	38	15		
61	25	37	38	53	38	15		
62	25	38	38	54	38	15		
63	26	39	39	55	38	15		
64	26	40	39	56	38	15		
65	27	41	39	57	38	15		
66	27	41	40	58	38	16		
67	28	42	40	59	38	16		
68	28	42	40	60	38	16		
69	29	43	41	60	39	16		
70	29	43	41	60	39	16		
71	29	44	41	60	39	16		
72	30	44	42	60	39	16		
73	30	45	42	61	39	17		
74	30	45	42	61	39			
75	31	45	43	61	39			
76	31	45	43	61	39			
77	31	45	43	61	39			
78	32	46	44	62	39			
79	32	46	44	62	39			
80	32	46	44	62	39			
81	33	46	45	63	40			
82	33	46	45	64	40			
83	33	47	45	65	40			
84	34	47	45	66	40			
85	34	47	46	67	41			
86	34	47	46	68	41			
87	35	47	46	69	41			
88	35	48	46	70	41			
89	35	48	47	71	41			
90	36	48	47	72				
91	36	48	47	73				
92	36	48	47	74				
93	37	49	47	75				

94		49	47					
95		49	47					
96		49	48					
97		49	48					
98		50	48					
99		50	48					
100		50	48					
101		50	48					
102		50	48					
103		51	49					
104		51	49					
105		51	49					
106		51	49					
107		51	49					
108		52	49					
109		52	49					
110		52						
111		52						
112		52						
113		52						
114		52						
115		52						
116		52						
117		53						
118		53						
119		53						
120		53						
121		53						
122		53						
123		53						
124		53						
125		53						

ロ 病院医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

ハ 病院医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

二五

44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11
50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	12
55	30	35	43	30	26	12
56	30	36	44	30	26	12
57	31	37	45	31	27	12
58	31	38	46	31	27	12
59	32	39	47	32	28	12
60	32	40	48	32	28	12
61	33	41	49	33	28	12
62	33	42	50	33	28	
63	34	43	51	33	28	
64	34	44	52	34	29	
65	35	45	53	34	29	
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38	32	
79	41	53	62	38	32	
80	42	54	62	38	32	
81	42	54	63	39	33	
82	42	54	63	39	33	
83	43	55	64	39	33	
84	43	55	64	39	34	
85	43	55	65	39	34	
86		56	66	40	34	
87		56	67	40	35	
88		56	68	40	35	
89		56	69	40	35	
90		56	69	40		
91		57	70	41		
92		57	70	41		
93		57	70	41		

94		57	70	41		
95		57	70	41		
96		58	70	42		
97		58	70	42		
98		58	70	42		
99		58	70	42		
100		58	70	42		
101		59	70	43		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106			70			
107			70			
108			70			
109			70			

ニ 病院医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	1	1
19	3	1	7	1	1
20	4	1	8	1	1
21	5	1	9	1	1
22	6	1	10	2	1
23	7	1	11	3	1
24	8	1	12	4	1
25	9	1	13	5	1
26	10	1	14	6	2
27	11	1	15	7	3
28	12	1	16	8	4
29	13	1	17	9	5
30	14	2	18	10	6
31	15	3	19	11	7
32	16	4	20	12	8
33	17	5	21	13	9
34	18	6	22	14	10
35	19	7	23	15	11
36	20	8	24	16	12
37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30
76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	33
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	34
92	68	64	80	60	34
93	69	65	81	60	34

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

二九

94	70	66	81	60
95	71	67	82	61
96	72	68	82	61
97	73	69	83	61
98	74	70	83	61
99	75	71	84	62
100	76	72	84	62
101	77	73	85	62
102	77	74	86	62
103	78	75	87	63
104	78	76	88	63
105	79	77	88	63
106	79	77	88	63
107	80	77	89	64
108	80	78	89	64
109	81	78	89	65
110	81	78	90	
111	81	79	90	
112	81	79	90	
113	81	79	91	
114	82	80	91	
115	82	80	91	
116	82	80	92	
117	82	81	92	
118	82	81	92	
119	83	81	93	
120	83	81	93	
121	83	82	93	
122	83	82		
123	83	82		
124	84	82		
125	84	83		
126	84	83		
127	84	83		
128	84	83		
129	85	84		
130	85	84		
131	85	84		
132	86	84		
133	86	85		
134	86	85		
135	87	85		
136	87	86		
137	87	86		
138	88	86		
139	88	86		
140	88	86		
141	89	87		
142	89	87		
143	89	87		

144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			
154	92				
155	92				
156	92				
157	93				
158	93				
159	93				
160	94				
161	94				
162	94				
163	95				
164	95				
165	95				
166	96				
167	96				
168	96				
169	97				

別表第八の昇給の号給数の項中「六以上」の下に「（特定職員にあっては、二）」を加え、「四以上五以下」を「一」に、「三」を「〇」に、「一以上二以下」を「〇」に改め、同表の備考中「第九条第三項」を「第九条第三項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

別表第九中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

別表第十三の表中

八十五キロメートル以上		五万五千元	を
八十五キロメートル以上九十キロメートル未満		五万七千六百円	に改める。
九十キロメートル以上		六万円	

別表第十四のイの表の病院行政職給料表の部の係長級の項中「4 参41 号参」を「4 参33 号参」に改め、同表の病院医療職給料表(二)の部の係長級の項中「5 参33 号参」を「5 参25 号参」に改め、同部の主任・技師級の項中「3 参13 号参」を「3 参9 号参」に改め、同表の病院医療職給料表(三)の部の総看護師長級の項中「6 参45 号参」を「6 参33 号参」に、「6 参44 号参」を「6 参32 号参」に改め、同部の看護師長級の項中「5 参33 号参」を「5 参25 号参」に改め、同部の看護師級の項中「3 参13 号参」を「3 参9 号参」に改め、同表の病院技能労務職給料表の項中「5 参53 号参」を「5 参41 号参」に、「4 参65 号参」を「4 参53 号参」に、「3 参69 号参」を「3 参61 号参」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、令和七年四月一日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において別表第一から別表第三までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び病院局長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、病院局長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）第十九条の規定の適用については、同条第一項中「一万三千元」とあるのは「一万千円」と、「とする」とあるのは「改正後の条例第七条第二項第六号に該当する扶養親族については五千円とする」と、同項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、条例第七条第二項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、病院行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして病院局長が定める職員に対しては」とする。

5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における改正後の給与規程第十九条の規定の適用については、同条第一項中「一万三千元」とあるのは「一万二千元」と、「とする」とあるのは「改正後の条例第七条第二項第六号に該当する扶養親族については三千五百円とする」と、同項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、条例第七条第二項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、病院行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして病院局長が定める職員に対しては」とする。

(令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)

6 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後の給与規程第二十一条第一項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、県職員等の例により定められた割合を乗じて得た額とする。

(補則)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

令和七年三月三十一日

大分県報号外（病院局管理規程）

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特殊勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「八千五百円」を「八千三百円」に改め、同項第二号中「三千九百五十円」を「四千五十円」に改め、同項第三号中「三千五百円」を「三千六百円」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行し、改正後の第四条の規定は、同日以後に従事した業務について適用する。

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、病院局長が定めるところにより、当該子を養育する」を削る。

第十九条第一項中「に限る。」の下に「第十九条の四第一項において「配偶者等」という。」を加える。

第十九条の二第二項中「よる部分休業又は」を「よる部分休業、」に改め、「第四号」の下に「。以下「育児休業条例」という。」を、「の育児時間」の下に「又は第十九条の三第一項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該育児時間」を「、当該育児時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十九条の三 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業条例第二十四条第二号に定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業、育児休業条例第二十五条第二項の育児時間又は前条第一項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業、当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）とする。

3 子育て部分休暇の単位は、三十分とする。

4 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与規程第五十二条第一項に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十九条の四 病院局長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 病院局長は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条の五 病院局長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

別表第二の十九の項の原因の欄の口中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、「ための」の下に「学校等への出席停止若しくは」を加え、同欄に次のように加える。

ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、

入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第二の十九の項の休暇の期間の欄中「の場合」を「いる場合」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

~~~~~

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局組織規程等の一部を改正する規程

(大分県病院局組織規程の一部改正)

第一条 大分県病院局組織規程(平成十八年大分県病院局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「次の部」の下に「及び室」を加え、同項第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 心臓カテーテル室

第五条第六項の表の総務経営課の項中「企画班」を「経営・企画班」に改める。

第九条の表の専門栄養士の項中「専門栄養士」を「専門管理栄養士」に改め、同表の主任栄養士の項中「主任栄養士」を「主任管理栄養士」に改める。

(大分県病院局職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第二条 大分県病院局職員の職の設置に関する規程(平成十八年大分県病院局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の技術の項中「栄養士」を「管理栄養士」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第十一号中「承認」の下に「又は就業規程第十九条の三第一項の規定による子育て部分休暇の承認」を加える。

附 則

令和七年三月三十一日

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

本 局

大分県病院局職員服務規程(平成十八年大分県病院局訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

目次中「第五十三条」を「第五十四条」に改める。

第十六条中「職員は、」の下に「病院局長が別に定める場合を除き、」を加える。

第二十六条の二の次に次の一条を加える。

(子育て部分休暇)

第二十六条の三 職員は、就業規程第十九条の三第一項に規定する子育て部分休暇を受けようとするときは、出退勤等管理システムにより所属長に願い出るとともに、当該休暇の期間及び取得時間並びに当該休暇を必要とする事由を記入した書類を提出してその承認を受けなければならない。

第五十三条中「第二十六条の二」の下に「、第二十六条の三」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第二号

本 局

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程(平成二十年大分県病院局訓令第二号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第十五条の二第一項中「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項まで」を「別表第二の五の項」に改め、「次項並びに」を削り、「六箇月以上の」を「一年以上の」に改め、同

大分県報号外(病院局管理規程・病院局訓令)



条第二項中「（別表第三の二の項に掲げる場合にあっては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県病院局の職に引き続き在職している期間が一年以上の臨時的任用職員に、同表の七の項に掲げる場合にあっては任用期間が六箇月以上と定められた臨時的任用職員又は大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の臨時的任用職員に限る。）」を削り、「同表の上欄」を「別表第三の上欄」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の六の項及び十二の項から十四の項」を「別表第二の七の項及び十三の項から十五の項」に、「別表第三の四の項」を「別表第三の三の項」に改める。

別表第二の十五の項を同表の十六の項とし、同表の十四の項を次のように改め、同項を同表の十五の項とする。

十五 臨時的任用職員が次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。  
イ 配偶者、父母、子（大分県病院局職員就業規程第八条第一項及び別表第二の十九の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）、祖父母、孫及び配偶者の父母の看護（負傷し、又は疾病にかかったこれらの者の世話を行うことをいう。）を行う場合  
ロ 義務教育終了前の子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合  
ハ 九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

任用期間において五日（義務教育終了前の子が二人以上いる場合にあっては、十日）を超えない範囲内でその都度必要と認められる日又は時間

療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合  
休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間

別表第三中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。  
六 臨時的任用職員が、大分県病院局職員就業規程第十九条の三第一項に規定する子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合  
一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

附 則  
この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第三号

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

別表第一の三の項の次長の欄第五号中「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項の課長の欄に次の一号を加える。

五 規程第九十一条第二項の規定に基づき、文書管理システム以外の業務システムに保存されている文書の引渡方法を公文書館長と協議すること。

別表第一の十一の項の局長の欄中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とし、同項の次長の欄第十七号中「行政職課長級以上、課長補佐級及び係長級の職員（相当職員を含む。）を除く」を削り、同欄第十八号を削り、同欄第十九号中「行政職課長級以上、課長補佐級及び係長級の職員（相当職員を含む。）を除く」を削り、同号を同欄第十八号とし、同欄第二十号を第十九号とする。

別表第二の一の表の四の項の局長の欄第三号、事務局長の欄第三号及び課長の欄第三号中「第二十六条」を「第二十六条の三」に改める。

別表第二の二のイの表の九の項の事務局長の欄第十四号中「第五十一条の三第一項ただし書」を「第五十七条第一項ただし書」に改め、同欄第十五号中「第四条(A)第三項」を「第四条

別表第二の十三の項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の五の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の項の次に次のように加える。

五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため

任用一年目に付与された年次有給

条(A)第五項」に改め、同欄第十六号中「第四条(A)第四項」を「第四条(A)第六項」に、「第四条(B)第三項」を「第四条(B)第四項」に改め、同欄第四十一号中「瑕疵の修補又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償」を「修補又は代替物の引渡しによる履行の追完」に改め、同欄第四十二号を次のように改める。

四十二 約款第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条及び第四十九条第一項の規定に基づき、契約を解除すること。

別表第二の二のイの表の九の項の事務局長の欄第四十三号中「第四十七条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同欄第四十四号中「第四十七条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同欄第四十五号及び第四十六号を削り、同欄第四十七号中「第五十二条第七項」を「第五十五条第七項」に改め、同号を同欄第四十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

四十六 約款第五十六条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

四十七 約款第五十六条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもって違約金に充当すること。

別表第二の二のイの表の九の項の事務局長の欄第五十号中「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、同欄第五十一号中「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同欄第八十九号を削り、同欄第九十号中「第四十二条第一項、第四項及び第四十三条第一項」を「第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条及び第四十四条第一項」に改め、同号を同欄第八十九号とし、同欄第九十一号を削り、同欄第九十二号中「第四十六条第三項」を「第五十条第三項」に改め、同欄第九十三号中「第四十六条第六項」を「第五十条第六項」に改め、同欄に次の二号を加える。

九十二 委託約款第五十一条第一項の規定に基づき、損害の賠償を請求すること。

九十三 委託約款第五十一条第六項の規定に基づき、契約保証金又は担保をもって違約金に充当すること。

別表第二の二のイの表の九の項の課長の欄第八号中「第四十八条」を「第五十二条」に改め、同欄第二十号中「第五十二条第四項」を「第五十五条第四項」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第四号

大分県病院局会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）

本 局  
病 院

令和七年三月三十一日

の一部を次のように改正する。

令和七年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第十七条の七中「百分の二百十」を「百分の三百十五」に改める。

第二十三条第一項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項」を「別表第二の五の項」に改め、「又は大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員」を削り、同条第二項中「別表第三の二の項に掲げる場合にあつては任期が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の六の項及び七の項に掲げる場合にあつては六箇月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は大分県病院局の職に引き続き在職している期間が六箇月以上の会計年度任用職員に、同表の八の項」を「別表第三の七の項」に、「同表の九の項」を「同表の八の項」に改め、同条第三項及び第四項中「別表第二の六の項、十二の項及び十三の項並びに別表第三の四の項、六の項及び七の項」を「別表第二の七の項、十三の項及び十四の項並びに別表第三の三の項、五の項及び六の項」に改める。

別表第二の十四の項を同表の十五の項とし、同表の十三の項中「別表第三の五の項」を「別表第三の四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表中七の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の六の項中「（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）」を削り、同項を同表の七の項とし、同表中五の項を六の項とし、四の項の次に次のように加える。

|                                                           |                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 五 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 | 一の年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）において、会計年度任用職員の当該年度の勤務日数に応じて、別表第一の一年間の勤務日数の区分ごとに同表の継続勤務年数の部の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間 |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第三中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、同表の六の項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項の原因の欄中「その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一條に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合」を「次のいずれかに該当する場合であつて、勤務しないことが相当であると認められるとき。」に改め、同欄に次のように加える。

大分県報号外（病院局訓令）

イ その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）を行う場合

ロ その子の母子保健法第十二条第一項若しくは第十三条第一項に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十一条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添い又は感染症の予防のための学校等への出席停止若しくは学校等の臨時休業により自宅待機するその子の世話を行う場合

ハ その子の学校等の行事のうち、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする場合

別表第三中六の項を五の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り上げる。

**附 則**

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。